

# STOP!! 熱中症

## 熱中症対策は 事業者の義務です!

熱中症は正しく対応すれば重篤化を防げます。  
熱中症について正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

### 陸運業における熱中症のおそれのある者に対する処置（フロー）

対象となる作業

WBGT(暑さ指数)28度以上  
または、気温31度以上の環境下



連続1時間以上または、1日4時間  
を超えて実施が見込まれる作業

※WBGT 値は WBGT 指数計又は環境省 HP で確認

- ①自覚症状がある場合
- ②熱中症のおそれのある者を発見した場合

#### 熱中症が疑われる症状例

##### 【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温など

##### 【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣など

作業離脱→身体冷却



意識の異常等

返事がおかしい、ぼーっとしている

#### 救急隊を要請すべきか判断に迷う場合

安易な判断は避け、

**救急安心センター事業（#7119）**

等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し  
専門家の指示を仰ぐこと。

自力での  
水分摂取

異常等なし

できる

できない

救急隊要請 **119**

異常等あり



経過観察

回復しない、  
症状悪化

医療機関への搬送

回復

回復

回復後の体調急変

回復後の体調急変等により症状が悪化する場合、安全衛生推進者、衛生管理者等に連絡  
→フローは「意識の異常等」に戻る。

※このフローは、厚生労働省作成「職場における熱中症対策の強化について」リーフレットを参考にして作成したものです。

作業場に掲示し、迅速かつ適切に対処できるようにしましょう。

安全担当者等の緊急連絡先

